

杉並区会計年度任用職員(短時間)【スクール・サポート・スタッフ】

募集案内

令和 7 年 10 月 6 日

杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採 用 区 分		勤 務 態 様	採用予定数	勤 務 場 所
会計年度任用職員 (短時間)	スクール・サポート・ スタッフ	1 日 6 時間 1 週 4 日	若干名	杉並区教育委員会が 指定する杉並区立 小学校

(2) 仕事内容

教員の授業準備等の補助（学習プリント等教材の印刷・配布準備、授業の準備・片付け、児童・生徒からの提出物の整理、感染症対策の実施（換気・消毒）等）

※児童・生徒に直接対応する業務は含まれません。

(3) 任用期間

令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※条件付採用期間（試用期間） 1 か月

※公募によらない再度の任用（更新）制度あり

（公募によらない再度の任用の可否は、勤務実績等による能力実証により判断します。そのうえで、1 年度ごとで最大 5 回までとします。）

(4) 応募資格

- ① 令和 7 年 4 月 1 日現在、18 歳以上の方（教員免許状は必要ありません）
- ② 地方公務員法第 16 条（以下参照）の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

インターネット（LoGo フォーム）申込をご利用ください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
インターネット	<u>令和7年10月19日（日）午後5時</u> <u>まで（受信有効）</u>	下記の URL から申込 https://logoform.jp/form/Y4gR/1246671

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	インターネット申込の情報をもとに書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合否にかかわらず、令和7年10月下旬頃までに結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 （予定）	○令和7年11月上旬～11月中旬 （時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。） ○杉並区役所本庁舎	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	合否にかかわらず、令和7年11月下旬までに結果通知を発送します。（詳細は、第二次選考当日にご説明します。） 最終合格後、健康診断書（勤務開始日から過去1年以内に受診したもので、血圧検査、胸部X線検査が必須です。未受診の場合は自費で受診してください。）を提出してください。	

【5】 報酬・手当

時給 1, 350円（令和7年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 6か月以上の任用期間があり、勤務日数が1週3日以上の場合は期末手当・勤勉手当の支給対象になります。

【6】 勤務条件・休暇等

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、1週4日勤務です。
- ◇ 1日の勤務時間は午前8時00分から午後5時00分までのうち、所属校長が指定する6時間（休憩時間は別途45分）です。
- ◇ 年次有給休暇が勤務形態に応じて付与されます。
- ◇ その他に、慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）
- ◇ 原則として長期休業期間中（夏休み・冬休み・春休み）の勤務はありません。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 週4日勤務の場合は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の対象者となります。なお、健康保険は公立学校共済組合となります。
- ◇ 勤務形態に応じて、年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます（期末・勤勉手当該当者のみ）。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 問合せ先

杉並区教育委員会事務局 教育人事・指導課

〒166-8570

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL：03-3312-2111（代表） 内線1654

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>